

## 第16回 村上市議会議会改革調査研究特別委員会記録

1 日 時 平成30年 9月7日(金)午後1時30分

2 場 所 村上市役所 第1委員会室

3 協議事項

- (1) 議員定数・報酬の検討方法について
- (2) 議員の政治倫理に係る検討項目について
- (3) その他

4 その他

5 出席委員(11名)

1番	河村幸雄君	2番	板垣一徳君
3番	本間清人君	4番	長谷川孝君
5番	佐藤重陽君	6番	鈴木好彦君
7番	川村敏晴君	8番	尾形修平君
9番	竹内喜代嗣君	10番	渡辺昌君
11番	平山耕君		

6 欠席委員(0名)

7 委員外議員

なし

8 地方自治法第105条による出席者

議長 三田敏秋君

9 オブザーバーとして出席した者

副議長 大滝国吉君

10 議会事務局職員

局長	小林政一
次長	大西恵子
係長	鈴木渉

(午後1時30分)

委員長(平山 耕君)開会を宣する。

平山委員長 本日の日程は、お手許の次第のとおり会議を進めるのでよろしくお願いいたします。

### 協議事項(1) 議員定数・報酬の検討方法について

平山委員長 協議事項の(1)議員定数・報酬の検討方法についてを議題とする。この件については先回、定数と報酬を調査いただく県外で識見をお持ちの方ということで、山田弁護士を推薦していただいた。このことを含め今後の検討について事務局からご報告いたす。

事務局 局長 1枚もので、村上市議会議員定数・報酬調査(知見の活用)ということで、お名前が

表になっているものをご覧ください。一番上がご推薦いただいた山田剛志先生、弁護士さんである。成城大学大学院の法学研究科の教授であられる。右側ご指摘いただいた通り、事業所等所在地のところ2行目のA T T新刊の刊が館である。申し訳ない、訂正をお願いいたす。それ以下、海田司法書士、川村司法書士、鈴木公認会計士、税理士、鈴木信之村上市行政改革推進委員会委員長ということで変わりない。先般、山田弁護士のほうからお引き受けいただける旨ご回答いただいた。合わせて日程調整を先にさせていただきたいということで、進めてきたところであるが、先日来、委員長副委員長と海田先生他皆様のところにおじゃまをして、検討いただくまでの期間が何カ月も空いてしまったことについて、お詫びを申し上げて日程調整に入らせていただきたいということでお願いをしてきたところである。山田先生が大学の授業があるということで、木曜日ということで調整はしているところであるが、東京からおいでいただくこともあってまだほかの税理士、行政書士の先生方との日程調整がまだついていないところであるが、皆様からも先生の日程を中心に日程を組むようにということでしたので先生に相談しながら午後2時もしくは、その時間帯での調整をお願いしたいということで進めているところである。なおこの知見の活用ということでさせていただくということなので個人からその知見をいただくということだが、この知見についてはここにおられる方々の総体というか意見をとりまとめているし、この委員会のほうにいただきたいということのお話を申し上げたいと思っているし、内々ではあるがそういった意味合いで山田弁護士さんのほうからはこのとりまとめ役のほうもしてよろしいということでの内諾を得ているところである。第1回目の知見の活用個々とは言っても皆様にお集まりいただいて始めさせていただく中では、とりまとめをしていただくということの同意を皆さんから得た上で進めていこうと思っている。

事務 局長  
尾形 修平

このことについて皆さんから何かあったらどうぞ。  
今の局長の説明だと、委員会である程度の方性を決めたものを検討委員会で揉んでいただくというようなお話だったんだけど、私の考えとしては今まで委員会がもう十数回開かれている中で、ある程度全議員からのアンケート、全国他県の状況も出ているわけだからその辺の資料を委員の先生方に配布してそちらに委ねたほうがいいんでないって私は思うんだけど、皆さんで協議していただければと思う。

平山委員長

もちろんそのつもりでいる。今までの資料はすべて委員の方に配布して参考にしながら議論していただくということで、お願いをしている。そのことで皆さんあったらどうぞ。

尾形 修平

局長の説明だと、この委員会の方向性をある程度示してそれをもって外部委員会のほうにというふうに私は受け止めているんだけど。

事務 局長

私の言い方が悪くて申し訳ない。調査していただく外部委員会というような言い方をずっとしてきたもので私のほうでちょっと説明の仕方悪かったのですが、先回ご議論いただいた中では議会が出来るのは知見の活用ということなので、確かに検討いただくわけだが、お一人お一人ということでいただくので委員会という組織は、はっきりしたものは組まないが、取りまとめいただきたいということを皆様にご了解いただいてそのとりまとめを山田弁護士さんをお願いすると、そこで統一的なものをご決定いただければそれをここに答申でこの委員会に上げてもらって委員会でもんでもらう。その流れについては変わりない。

平山委員長

さらに付け加えれば、その流れとしては最初に10月に最初の会議をして、10月と11月、12月に3回、木曜日に行いたいと思っている。それで今調整している。12月には皆さ

んのそれからのことについてはこの会議の意向で示したいと思っている。

佐藤 重陽

今になって大事なことが抜けていた。議員報酬を決めていただくのはいいが、その基礎になる村上市の議員がどんな生活をしているのか、どんな経費がかかっているのか、というところをある程度知らないで20万がいい、30万がいいなんて、一概に言われな  
いのかな。その辺の基礎になる大体議員活動、議員として生活する中でどういうものが年間どれくらいかかるところの大雑把なもの、新潟と村上では違うし、新発田と村上ではそんな変わらないかもしれないけど、基準をどこにおいてその議員報酬を算定していくのかな、多少違うのかな。今更だけどふっと思ったので。私こう言ったらなんだけど、借入金まで出す必要ないが、28年の私基準にした、前に生活でこれくらいかかった、政務関係でこれくらいかかったと私資料出したことあると思う。なんでもいいからそういうたたき台を一緒に付けてやったほうが、私個人のだと言われれば困るが。何かやっぱり基礎になるものを一緒に付けてお願いしたほうがいいんじゃないかと思うがいかがか。

鈴木 好彦

今佐藤委員からそういうお話をいただいて、なるほどなと思うところはある。でも基本は入ってくるものをベースに支出しているから、例えばもう少し報酬が高ければまた違った形の支出体系が出てくるんじゃないかと思うから、それをちょっと私意味ないような気がする。

長谷川 孝

本人に頼むときに、委員長と議長と局長が話した中では、本人たちこういうふうにしてくれなんていうのは一切ないということだったよね。それで資料は資料なりに今までのやつやって、それでそこから答申もらうという話で俺は話したつもりなわけ。それでいいいでしょ。

平山委員長

鈴木先生、公認会計士だけど言っていたが、今新聞紙上で話題になっているのは報酬低くてなかなか手がないと問題なっていますよねと。議員の生活とかどうですかというのは、彼らも気にしていることは気にしている。当然ある程度わかっていると思う。そういうのでこっちの方からこうしてくれとはとっても言えないから、あとは彼らの判断で議論してもらおうということでもいいんじゃないか。そういうことだと思う。

長谷川 孝

それよりも心配なのが、これは例えば報酬は1回ずつやるわけか。まとめてやるか。かかった報酬。1回ずつやるのかどうかというのを聞いている。

事務 局長

1回ずつを考えている。

長谷川 孝

今回、学校利活用の調査の場合に6月末に半分やるという契約書かわしてながら、全然教育委員会がやらないわけ。そんなに行政が貧乏なのかと思うくらい、ものすごくお金の面でものすごく動きが悪い。だからそういうふういきちんとしてもらわないと困る。

平山委員長

この件については以上のとおりとする

#### **協議事項(2) 議員の政治倫理に係る検討項目について**

平山委員長

協議事項の2番目、議員の政治倫理に係る検討項目についてを議題といたす。この件については先回、検討すべき項目の整理を更にお願ひしておったのでよろしくお願ひいたす。各会派の検討項目を発表してくれ。先回は驚ヶ巢会は、なしということで、清流会もなしということで、市政クラブも特になし、高志会はなかったが、日本共産党もはっきりはなかったが、新政村上ももちろんそうだが、あったらどうぞ今言ってくれ。なければないで無駄な議論はしないということで。なければないでこれで終わ

りである。

長谷川 孝 何回も言っている部分に関して、どういうふうに考えているのか、各会派に聞いてくれる。その川村委員の件。ここだけの、委員のことだから、名前出さないとならない部分だから。

平山委員長 分かった、日本共産党からどうぞ。

竹内喜代嗣 やっぱり議員が、職員倫理条例の話も本会議で出たようであったが、やっぱり執行機関、行政の人間が対応するような側と一緒にって役員を務めるのはうまくないと思う。もっと言えば、仕事を受注しているような人が議員が委員を兼任できるというのも問題だと思う。

尾形 修平 前回の川村議員に対する件に関してだけ言えば、補助が入っている団体の役員としていたのは私としてもいかなものかというふうに思う。

川村 敏晴 体育協会ですね、補助団体。あと長谷川委員から指摘されているのは、まちづくり協議会。いずれも市の補助団体の役員というのは立場だということでダメだというふうに言われているが、私は地方自治法と照らし合わせて特に問題なしと私自身は理解して今まで、それも議員の活動の大きな部分だろうという思いでやらせてもらっていた。

鈴木 好彦 私も前にもちょっとお話ししたが、この議会のメンバーになった折に地元の猿沢区の監査役をしていたが、議会事務局にもいろいろとお聞きしながら、あいまいなところについてははっきり離れてしまったほうがいいだろうという判断のもと、やはり市民の皆さんから、制度上、法律上それはクリアできたとしても市民の皆さんから疑われる部分があるのであれば、私はそこは避けたほうがいいんじゃないかという判断のもとやってきたのでそうあるべきだろうと私自身は思う。

尾形 修平 今、鈴木委員が発言したが、それは猿沢区の区議員の話をしているのだと思うが、そうじゃなくて前回の川村委員に対してだけの話ですね、確認したが。区議員の話も一緒にされると議論がかんかんがくがく議論が出てしまうのでそれは控えてもらったほうがいいかなと思う。

長谷川 孝 ほかにもいろいろ調べた、はっきり言って。本人がいる前で申し訳ないんだけど、これは荒川支所の課長たちも何とか本人がそういうふうに法律上問題ないと言うんだけど、なんとか、まちづくり協議会は100%の補助金なわけだ。全額村上市から出ている、まちづくり協議会の活動は。皆さんのところはどうか知らないけど、岩船地区のまちづくり協議会は総会あるたびごとに議員は来賓としてあいさつする。はっきり言って。そういう立場と立場が違うんだよ。ましてや報酬もらっているかどうかわからないけど、まちづくり協議会の役員には報酬が出ている。それと同時に、川村さんの悪いところは自分の商売に結びつけて保険のセールス、営業もしている。はっきり言えば。あそこまでやっている人間が全く法律に触れていないだけの問題だけじゃない。はっきり言えば、俺がさっき議場で言ったようにバランス感覚だよ。バランス感覚、議員の。もしこれが問題ないと皆さんの会派が言うのなら、我々はこの委員会を退席する。もう欠席して我々に関わらない。以上だ。

板垣 一徳 今、川村委員のことだけを議論するひとつの場所でないと思う。倫理条例、今川村委員を処罰するのではない。例えば、川村委員のような実例が村上市全体にもしダメだということになると、これから小さい集落、あるいは私ども山北地域は市役所の職員。だからそういう倫理のことだから似通ったケースが出てくると、極めて私ども過疎地域、小さい集落は運営できなくなるんじゃないかということを心配する。例えば集落

の区長というのは、各集落に一人ずついる。そこには役員もいる。

尾形 修平 協議会に切り替えて。

委員長（平山 耕君） 暫時休憩し協議会を開催する。

（午後1時50分）

委員長（平山 耕君） 再開を宣する。

（午後1時52分）

平山委員長 私の考えとしては、やはり我々としてもまちづくり協議会の役員にはなれない。ならないし、当然我々は呼ばれてそこで挨拶するぐらいだ、挨拶もできないかもしれない。もう一つ、川村委員の悪いところは体育協会の役員もしている。それはやっぱり変だと私ははっきり思っている。それは辞めるべきだと。川村委員いかがか。あなたは確かに善意なんだ。善意なことはわかっている。あなたはリーダーシップもあるし、あなたしかいないのかもしれない、そういうもんでもない。これはこれ、あれはあれである。それは辞めるべき。はっきり言うておく。こんなことでいかがか。

（「了承」と呼ぶ者あり。）

板垣 一徳 この問題は、長谷川さんから出たのは、川村委員が辞めればこの問題は終結するという・・・そうじゃなくて、私が心配しているのは、今村上とか、神林も人材たくさんいる。私ども山北は過疎地の今日の新聞見れば48%も65歳以上になっている。そういう中で倫理をあまり詰めると、今川村委員のことだけを言っているのではない。全体的に集落運営とか、自治運営ができなくなるんじゃないかということ私は今、川村委員だけの問題でこの問題を終結するのか、全てをそういうふうにするのかということ私を皆さんに聞きたい。

佐藤 重陽 板垣委員が心配するのはよくわかる。ただ問題は、先ほど話が広がるからこのことについてという提案を尾形委員から出ただけで、政治倫理条例そのものの考え方の中でというよりももっといふならば、地方自治法の中で謳っているのは、私の解釈でいくと簡単に言えば集落の心配したけど、先ほど鈴木委員から監査委員の話出たが、区長は市から手当が出ているのでできない。だけでも監査委員や例えば区議員は手当が出ているとしても市から出ているのではなくて、区として集めたものから例えば、小走り代とかなんとかして出ていくかそれは問題ないはず。ある程度、地方自治法どおり理解すると、そう細かい縛りはない。ただ基本的に市から直接補助を受けている団体はダメですよ、例えば金もらっているのはダメですよ、みたいなことがはっきり読み取れるだけで、あとのところはもしそれが解釈が違うのなんだというのであれば、基本条例で軽く謳う、またはそれでも納得できないんだったらしょうがない。政治倫理条例制定まで持っていかなきゃいけないということなんでないかなと私は思うので、今のところは板垣委員が心配しているようなことというのは基本的にはないと思っている。

平山委員長 私もそう思う。さっき言ったが新政村上で何も書いてないんだけど、もし提案あったらどうぞ。

長谷川 孝 この前から同じことをずっと同じこと言っている。その問題が解決すれば、今日例えば、荒川のまちづくり協議会に辞表を出すというのならそれはそれで終わり。板垣委員が言っているように例えば本間委員が言うように、市の職員の課長たちに役員やってダメみたいなこと言っているけど、これは市の職員が役員をやらなければ町内がや

っていけないくらい非常に人材的に無理である。その部分は俺も役員やっているけど、だけど、長谷川ついでだから区長をやってくれと言われたら申し訳ないけど区長はできないとずっと言っている。それはもちろんできないとわかっている。それと類似した問題で、川村委員の問題は100%の補助金をもらっている団体のところで営業をやったり、それからましてや荒川支所の課長たちがどうか身を引いてくれと言っているのに、本人がいや法律違反でないという問題で、解決できる問題でないかと言っている。だから何とか川村さんに申し訳ないけどほかの人にやってもらって、そうすればクリアするわけだ、この問題は。

平山委員長 川村委員いかかが。話あったら聞くけど。

川村 敏晴 前日も言ったように、この委員会で皆さんの総意であれば従う。

平山委員長 じゃあそうしてくれ。それでいいか。これでいいか。

(「いいです」と呼ぶ者あり)

平山委員長 じゃあそうしてくれ。以上この問題はこれで終わる。

(「そうしますと言っている」「今日、辞表を出してくださいと言っているんだから、それに対して回答してもらって」「総意だったらそうするとやっている」と呼ぶ者あり)

川村 敏晴 今委員長がおっしゃることが総意だというふうに・・・

平山委員長 そうです。

川村 敏晴 今日付けの辞表はちょっと段取りがあるので時間の猶予をいただきたいと思う。今月中には。後任探したりいろいろしなきゃない。今月末付けには。9月末付けには出させていただきたいと思うがいかがか。

(何事か呼ぶ者あり)

平山委員長 それでいいでしょう。

事務 局長 前回までの議論の中では、個別の具体的な検討項目がもしあれば、都度協議をいただいて基本条例の中に謳いこむ。もしくは追加、もしくは申し合わせみたいな形にすることだったわけだが、ここで今結論でそういうことが必要がないのであれば、これで終わりですし、それともこの100%の補助金をもらっている市の団体とかの役員になれないとか謳いこみ、もしくは申し合わせを作っておくとか、その辺いかがか。

佐藤 重陽 それは今までのこの流れを考えると、倫理条例までもっていかないにしても、基本条例の中に役員就任の制約というのは載せたほうがいいんでないかな。今だけの問題じゃなくて、今後のこともあるわけだし、地方自治法と基本条例の解釈の中で大概是判断できると思うから、村上の倫理条例作った場合の案を前に事務局で作ってくれた。役員就任の制約、第4条 議員は市から活動や運営に対する補助金及び助成金の交付を受けている団体等の正副代表、理事、監事その他役員には就任しない。2、新たに選挙された議員で団体の役員に就任している者は速やかにその旨を議長に報告するものとする。それだけ載っていればいいのでないかな。

事務 局長 ご意見があったものを次回まで事務局でまとめて、協議結果として皆様にお示しをして次回にご決定いただくということによろしいか。

佐藤 重陽 いいんだけど、もうひとつあった。第4条の2の例として、市の認可が必要な事業等を営む法人等の代表者就任等の届出、これも結果的には地方自治法で解釈すると出てくるがあえてそれも3つを載せておけばいいのでないか。

事務 局長 兼業禁止について、より詳しい全国市議会議長会、総務省からの見解も出ているので整理して渡したいと思う。

平山委員長 そのほか、竹内委員、何かないか。ありそうだけど。

竹内喜代嗣 事務局長の説明で。  
平山委員長 わかった。そうすれば、ないね。  
板垣 一徳 確認だが、倫理条例というのは改めて作らなくて、基本条例の中にそれを加えるという考え方でいいか。  
平山委員長 そうだ。

#### その他

平山委員長 次の会議をいつにするか。  
事務局 次回月1回となると、10月になるが第1週が経済建設の行政視察、第2週が市民厚生が入るので第3週の15、16、17が月、火、水だが、ここら辺でご都合の悪い方がいらっしやれば今出していただければ。そうでなければ、また後で。定例会中なので日程表出して皆さんにお聞きするが、いかがか。  
佐藤 重陽 できたら、15なら15で決めてしまったほうがいいのではないか。翌週は総務文教であるし。  
事務局 15は月曜日だが、大丈夫か。  
(何事か呼ぶ者あり)  
長谷川 孝 協議事項はなんだ。  
(「倫理」と呼ぶ者あり。)  
事務局 今ほどの申し上げたものと、それから検討事項として挙げていただいていたもの、意見があったものがあるので、それを次にどれをやっていくのかを決めていただきたいと思う。基本条例の中では、あとは定数と報酬なので知見の活用をしていくということなので、それ以外のことでの項目についてもどれをするかをご検討いただきたいと思っている。  
平山委員長 次回は10月の15日月曜日とする。なお、本日の委員会の結果については委員の皆さんから各会派にご報告くださるようお願いする。  
本間 清人 今日、佐藤重陽委員から出た通年議会ともう一つの外部監査の議員として、それでどうだということは議会運営委員会から出てくるのが当たり前のはずだが、ただせっかく今各会派からこうやって集まった中で、それも議会改革の一つじゃないか。だからこの中でもしそのことについても、もみ合ったものを会派に持ち帰った中で、また議会運営委員会でどうだというふうにしたほうが、俺はいいのかなと思うがどうか。  
平山委員長 わかった、聞いてみる。ただ今本間委員から言われたことについて通年議会のことについて何うが、そのことについて検討したほうがいいのかどうかというのをこの会議でしたいと思うが・・・  
事務局 本間委員がおっしゃったように、やはり議会運営委員会の協議事項であると思うので、ここで今皆さんでお話しされるのもありだと思うが、まずは議会運営委員会の意向もあるかと思うので、議会運営委員会でもその話はしていただきたいと思うし、となればそれを聞いて、なおこちらでも揉んでくださいとなればされたほうが、戻りがいいのかなと思うがいかがか。  
板垣 一徳 今局長言うのは、改めて議会運営委員会に提案をして、議会運営委員会でどうするか、まず1回協議させてくれとこういうことなんだな。  
三田 議長 議会運営委員会で諮るのがあれだから、そして議会改革調査研究特別委員会にもかけてもらおうということになればあれだけれど、議会運営委員会から出発させる。  
本間 清人 最終的に決めるのは議会運営委員会で、ここが決定権でないわけだ。このほうが揉

みやすい。

- 尾形 修平 含めて、議会運営委員会で相談して、やるかやらないかも含めて話して・・・
- 本間 清人 それでその議会運営委員会が万が一また全会一致でなかったら、この件についてはじゃあもうこれで話は終わりとなるのか。今までの議会運営委員会の例からいくと、石嶋さんいたときだって一人反対のために、一人だけ反対しましたからこの件はこれで終わりです、あとは進みませんとなるわけだ。だったらここでどうするかというのを議会の改革の一つじゃないか、これだって。だったらその改革の中で今せっかくそういう案が出たのだから、この議会改革調査研究特別委員会の中でいろんな素案を揉んだ中でそれを逆に上部委員会である議会運営委員会に対してどうですかと持っていったほうがいいんじゃないか。たまたま今日、議会運営委員会の委員長とか他の委員の方もいるけど、万が一いなかったら、議会運営委員会の委員長がここにいなかったら別の委員会になっているわけだから、と私は言っているだけ。それを初めから議会運営委員会に持っていったらそんなこと新政村上から出るけど、俺らはそんなの必要ないし通年議会なんてやってられないなんて意見が一つでも出たらそれで終わりだ、議会運営委員会は。
- 三田 議長 審議が始まってないわけだから。議会運営委員会でまずしてもらって。
- 板垣 一徳 まとめてみると、さっき全員協議会で佐藤委員から議長にこういうことでまとめてもらいたいということが明確に議事録に残っているはずである。だからさっき確認とったのは、議長がこれからどういう進め方していくのかということを確認しただけのことであって、ただ長谷川委員もわかるように、今本間委員も言うように、これも村上市の議会は議会運営委員会は全会一致をみて物事を決めていくというのは、ずっと今までここ私10年間議会運営委員会に携わっているが、そういうことなんだ村上市というところは。前からのしきたりなんです、そういうことでそれを合併しても私どもも踏襲してずっとこうしてきてるわけだから、それは常識ある議会運営委員会の委員だから議会改革のちょうどいい時期でこういうことも案が出てきたわけだから、議論することは私はやぶさかでないと思うので、是非議会運営委員会の委員長もいるので私どもの特別委員会で議論するように本間委員が言っているような案も取り入れてやっぱり議論するべきである。
- 佐藤 重陽 本間委員から心配しているいろいろ意見出してもらったが、私も今板垣委員言ったように私が今日全員協議会の中で、主導権を議長にお願いして検討会または所管委員会に諮ってという話をお願いしたが、あくまでそれはそのことについてやるやらないか、委員会でしないから終わらしましょうということではなくて、やはり議長から主導権持っていて、そこそこ今であれば議会運営委員会の正副委員長とよく相談した上で、このことについてまず考えるというような、逆に言えば指示を議長から出していただいて、所管委員会で検討していただければというのが、一番の希望なわけである。そんなことでそういうつもりで今日は全員協議会の中で発言させてもらったつもりなのでよろしく願います。
- 本間 清人 議長、一点提案あるが、今県内の議会の中で通年議会やっているのは柏崎市議会である。もし今議会運営委員会の委員長もいらっしゃるし、議会運営委員会の視察の行き先が決まっていなかったら是非柏崎の通年議会を近いし、別に県外行く必要もないわけだから、そこで一回視察なども検討の中に入れていただくと、大体通年議会がどういふものかもわかっていない方もいるんじゃないかと思うので。
- 三田 議長 関川村もやっている。



本間 清人 関川もやっているのか。  
佐藤 重陽 通年議会やっているところで、今のところという言い方もあるけど、今のところメリットは感じることはないかと。ただ抵抗あるのは年1回通年議会ということで、定例会というのは年1回である。今4回なのが、その1回という響きがよくないという話が聞くけど、まあ実際には通年議会ということで毎日議会に行くわけでもないし、今までの会議の持ち方、臨時会というのがなくなったり、その議会の専決されるべきもの、またそういうものが余計なものどんどん減ってきて、少しでも議会にかかる部分が、また委員会にかかる部分が多くなってきて、より委員会が重用されるということは非常に議会の活性化にもつながるからいいんじゃないかというような話も聞いているので、よく研究していただきたいなというふうに思う。

平山委員長 それではその件については議会運営委員会と議長におまかせするというので今回はこれで閉じたいと思う。本日の委員会の結果については、委員の皆さんから各会派へご報告くださるようお願いする。

委員長（平山 耕君）閉会を宣する。  
（午後2時12分）